

◇鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県民参加による開かれた公正な県政の一層の推進を図るため、県が設立時の財産の全額を拠出している法人及び指定管理者を実施機関に加える等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

ア 実施機関に、次の法人を加え、これらの法人に関する情報（指定管理者にあっては、公の施設の管理に関する情報に限る。）については、県の機関、国等に関する情報と同様に事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合等を除き、開示するものとする。

(ア) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している鳥取県造林公社、鳥取県教育文化財団、鳥取県観光事業団、鳥取県食鳥肉衛生協会及び鳥取県文化振興財団（以下「全部出資法人」という。）

(イ) 県が設置する公の施設の指定管理者（指定管理者が全部出資法人である場合を除く。）

イ 全部出資法人又は指定管理者の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者が、全部出資法人又は指定管理者に対し、行政不服審査法による不服申立てをしたときは、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

ウ 全部出資法人及び指定管理者は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

エ 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人（以下「特定出資法人」という。）に次の義務を課し、情報公開の推進を図る。

(ア) 特定出資法人は、文書の開示の請求の手續その他情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の開示を行わなければならない。（現行 努力義務）

(イ) 特定出資法人が保有する文書について当該法人から開示を受けられなかった者は、当該法人を所管する実施機関にその文書の写しの提供を求めよう要請することができるものとし、要請を受けた実施機関が特定出資法人に当該文書の提出を求めた場合には、特定出資法人は、正当な理由がなければ当該文書の提出を拒むことができない。

オ 県が補助金等を交付している団体（補助金等の額が国庫補助に係るものにあつては5,000万円、単県補助に係るものにあつては1,000万円に満たないものを除く。）は、その保有する情報のうち営業秘密に当たらないもの（当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 非開示情報の範囲を、(1)のアに準じて改正する。

イ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の認定要件の緩和、認定権限の県への移譲等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動法人の設立等に係る認証又は不認証の決定は、申請書類の縦覧期間経過後1月以内に行うものとする。
- (2) 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録をもって社員総会の議事録を作成し、社員総会の決議があったものとみなす場合には、その内容等一定の事項を議事録に記載しなければならない。
- (3) 特定非営利活動法人等が知事に提出した事業報告書等を謄写する者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。
- (4) 認定を受けようとする特定非営利活動法人は、寄附者名簿等を添えて知事に申請しなければならない。
- (5) その他特定非営利活動法人等が知事に申請、届出等を行う場合の手続について定める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年7月9日とする(6)の一部及びイを除き、同年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

検討中の鳥取県民参画基本条例（仮称）との整合性や県民による非営利公益活動の促進に関する施策等について1年間かけて検討するため、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成24年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣する公益的法人等を次のとおり変更する。
  - ア 追加する公益的法人等
    - 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
  - イ 削除する公益的法人等
    - 財団法人鳥取県文化振興財団
    - 財団法人とっとり地域連携・総合研究センター
    - 鳥取県土地開発公社
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。
- (2) 市町村との事務の共同化に伴い、その事務に従事する市町村から派遣を受けた職員を定数の外に置く。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

	定数
区 分	

	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,938人	2,967人
一般会計支弁に係る職員	2,928人	2,957人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,326人	2,305人
県立学校の職員	2,065人	2,044人
企業局の職員	60人	61人
県費負担教職員	4,211人	4,129人

(2) 定数の外に置く職員に、市町村から派遣される職員のうち、市町村の職員の研修に関する事務に従事しているものを加える。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

条例の検討期限が経過することに伴い、さらに5年後に検討を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 知事は平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。